

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達に係るものである。

令和4年6月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎等新築工事設計業務
1式
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地 岩手県教育委員会事務局教育企画室 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年5月16日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社久米設計東北支社 宮城県仙台市青葉区中央三丁目10番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 383,680,000円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号に該当